

平成30年度からの介護保険料について

平成30年度から平成32年度までの「第7期長万部町高齢者保健福祉計画・介護保険計画」に基づき、第1号被保険者における第7期介護保険料基準額（月額）は、各種介護サービス量の推移や給付費の見込み等を勘案し算定した結果、第6期の5,000円（月額）に対し、第7期は5,500円（月額）となります。

保険料基準額から算出される平成30年度から平成32年度までの所得段階別の保険料は、次のとおりです。

○所得段階別介護保険料について

段 階	対 象		保険料率	保険料額	
				(年額)	(月額)
第 1 段階	世帯全員が 町民税非課税	老齢福祉年金を受けている人又は生活保護受給の人	基準額×0.45	29,700円	2,475円
		前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円以下の人			
第 2 段階		前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.75	49,500円	4,125円
第 3 段階		前年の本人合計所得＋課税年金収入が120万円を超える人	基準額×0.75	49,500円	4,125円
第 4 段階	世帯の誰かが 町民税課税	本人が町民税非課税で前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円以下の人	基準額×0.90	59,400円	4,950円
第 5 段階		本人が町民税非課税で前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円を超える人	基準額	66,000円	5,500円
第 6 段階	本人が 町民税課税	前年の本人合計所得が120万円未満の人	基準額×1.20	79,200円	6,600円
第 7 段階		前年の本人合計所得が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	85,800円	7,150円
第 8 段階		前年の本人合計所得が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	99,000円	8,250円
第 9 段階		前年の本人合計所得が300万円以上の人	基準額×1.70	112,200円	9,350円

○介護保険料のお支払いについて

・特別徴収（原則として年金が年額18万円以上ある方）

年金から差し引きさせていただきますので、特別な手続きや直接介護保険料をお支払いする必要はありません。（前年の所得が確定後、7月上旬に対象者へ介護保険料通知書を送付致します）

・普通徴収（特別徴収以外の方）

前年の所得が確定後、7月上旬に対象者へ介護保険料通知書及び納付書を送付致します。

第1期（7月）から第9期（翌年3月）までの9回に分けており、各期ごとの納期限までに、役場出納室、または指定金融機関等（郵便局・北洋銀行・北海道信金・農協・漁協）で直接介護保険料をお支払いください。

なお、町指定金融機関による便利で簡単な口座振替もできますので、ぜひご利用ください。

【お問い合わせ先】保健福祉課介護障がい者支援係（☎2-2454）